

## 平成27年度 国立赤城青少年交流の家 ご利用に際してのお願い

ご利用経験のある方も、よくお読みになり、ご了承いただいた上でお申し込みください。

### 1 ご利用にあたって

活動を計画される際は、国立赤城青少年交流の家の利用の詳細を記した『利用ガイド』、活動の詳細を記した『活動プログラムガイド』を必ずご覧ください。

### 2 ルールやマナーの遵守をお願いします

当施設は様々な学校・団体、たくさんの方が利用する公共の施設です。ルールやマナーに反する行為及び安全性が確保されていないと当施設が判断した場合には、ご利用をお断りすることもありますのでご了承ください。

- 例) ①プログラム相談の際、会場や宿舎の調整にご協力いただけない。  
②利用者の安全や健康に関わる当施設からの指導にしたがわない。  
③つどいの時間にご出席いただけない。  
④他団体に迷惑をかける行為がある等

### 3 プログラム相談・宿舎割り

- (1) 当施設では、すべての利用団体ができるだけその研修目的を達成できるよう活動内容や会場を相談させていただいております。そのため、活動計画書(研修計画)は2ヶ月前までに必ずご提出をお願いしております。宿舎割りも2ヶ月前から進めますので、確定数に近い人数の報告をお願いします。
- (2) 活動計画書が期限までに提出されない場合は、他団体の会場や宿舎割りの調整が優先されますのでご了承ください。

#### ★重要★

- ◎活動計画書の提出期限は「利用開始日の2か月前まで」(食事申込書は利用開始日の1か月前まで)
- ◎活動計画書提出後に人数の変更があった場合は必ずご連絡をお願いします。大幅な増員は宿泊できない恐れもあります。
- ◎多くの団体が多様な目的でご利用されるため、他団体と希望会場が重複することがあります。その場合は、会場が希望どおりにご利用できないこともありますので予めご承知おきください。  
また、週末や3月～10月の期間は宿泊室がご希望に添えないだけでなく、複数の宿泊棟に分かれてご利用していただくこともあります。

### 4 障がいのある方、アレルギーのある方への対応

障がいのある方、食事等でアレルギーのある方等は事前にご相談ください。

### 5 その他

- (1) 特定研修活動(指導者を依頼しての活動)を申し込まれた場合は、指導料として別途料金が発生いたします。
- (2) 事前の申し込みのもと、施設見学・プログラムの相談を行うことができます。詳しくはお問い合わせください。
- (3) 平成26年9月より『国立赤城青少年交流の家利用細則』が改正されました。キャンセルに関する項目が追加されておりますので、別紙『国立赤城青少年交流の家利用細則』をご覧ください。
- (4) 『利用ガイド』『活動プログラムガイド』は、当施設ウェブページ<http://akagi.niye.go.jp/>にも掲載しております。各申請書式もダウンロードできますのでご利用ください。インターネットの利用ができない方は郵送いたしますので当施設までご連絡ください。